



埼玉県報

第354号
令和4年(2022年)
10月14日
金曜日

目次

規則

- 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域総務課）

告示

- 石油ストーブ（東部地区）に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- ガスクロマトグラフ質量分析装置及びP & T付ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借に関する落札者等の公示（衛生研究所）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 飯能都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 入間都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 志木都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 新座都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 川越都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 狭山都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 富士見都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 蕨都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 戸田都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 鴻巣都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）

令和4年(2022年)10月14日

- 桶川都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 北本都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 行田都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 越谷都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 草加都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 久喜都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 幸手都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)
- 羽生都市計画に関する公聴会中止 (都市計画課)

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年10月14日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第12号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号）
の一部を次のように改正する。

別表第1 武南警察署の項中「鳩ヶ谷南交番」を「南鳩ヶ谷駅前交番」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月21日から施行する。

告 示

埼玉県告示第五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
石油ストーブ（東部地区） 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原商店 埼玉県川口市栄町1丁目10番22号
- 5 落札金額
14,905,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和4年7月29日

告 示

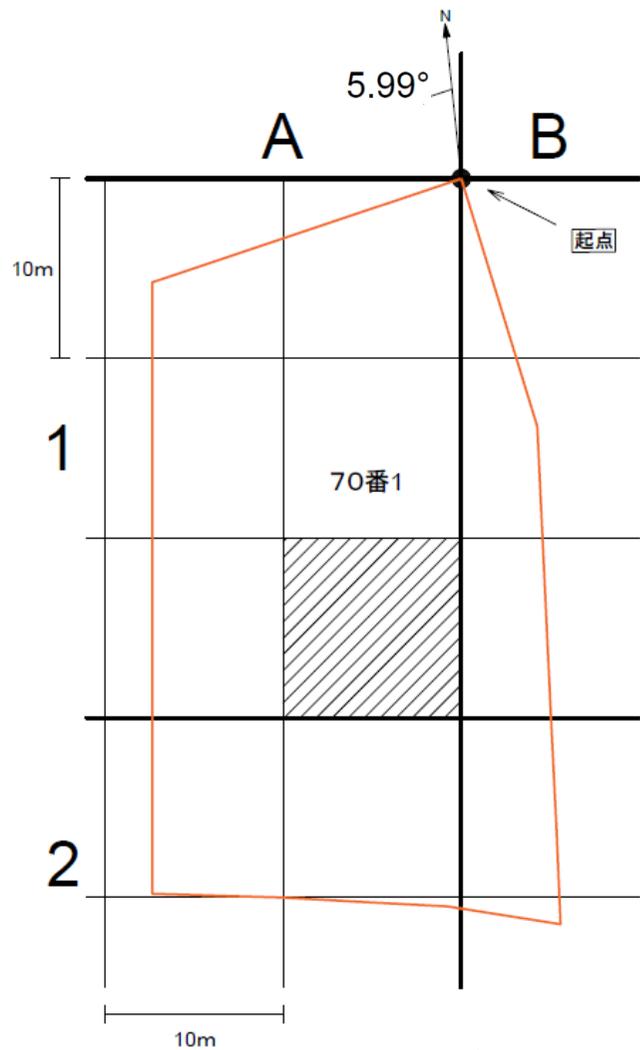
埼玉県告示第五十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和二年埼玉県告示第七号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 要措置区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県比企郡小川町大字腰越字金井七十番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 三 講じられた実施措置
基準不適合土壌の掘削による除去



▨ : 要措置区域の指定を解除する区画

— : 敷地境界・地番境界

起点
起点は埼玉県比企郡小川町大字腰越
字金井70番1の最北端とする

格子の回転角 5.99°

告 示

埼玉県告示第千五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市南一丁目二千九十四番一の一部）

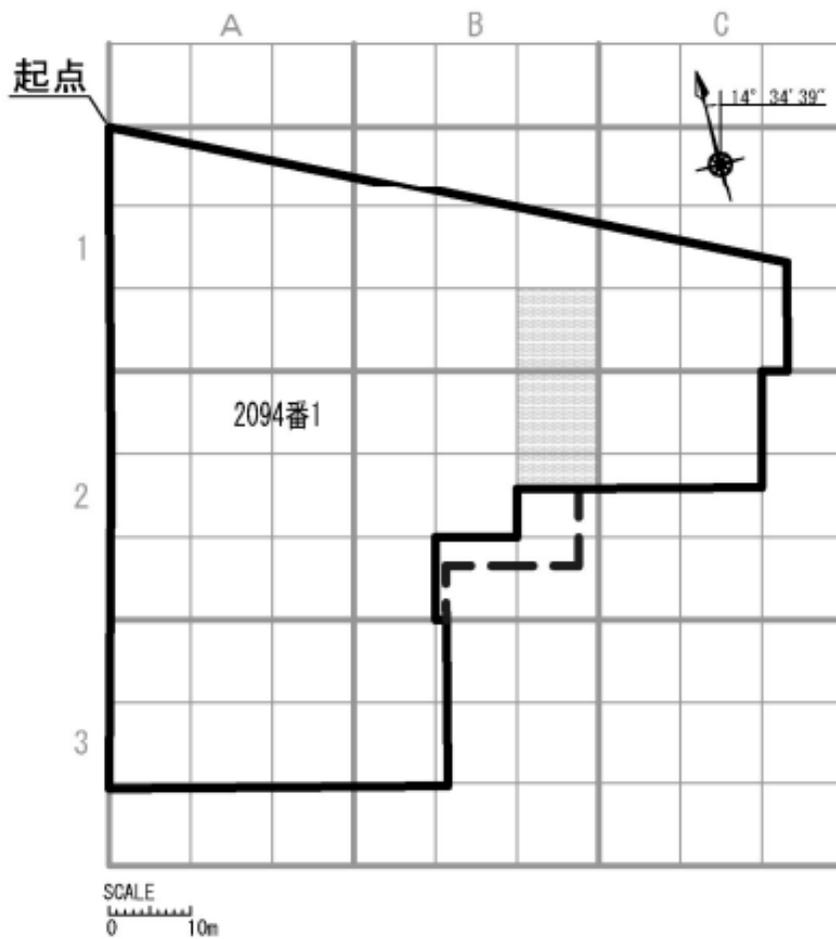
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



起点
起点は埼玉県鴻巣市南一丁目
2094番1の最北端とする

格子の回転角度 14° 34' 39"

凡例

-  要措置区域に指定する区画
-  敷地境界
(調査対象範囲 : 4,453.5m²)
-  地番境界

告 示

埼玉県告示第千五十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

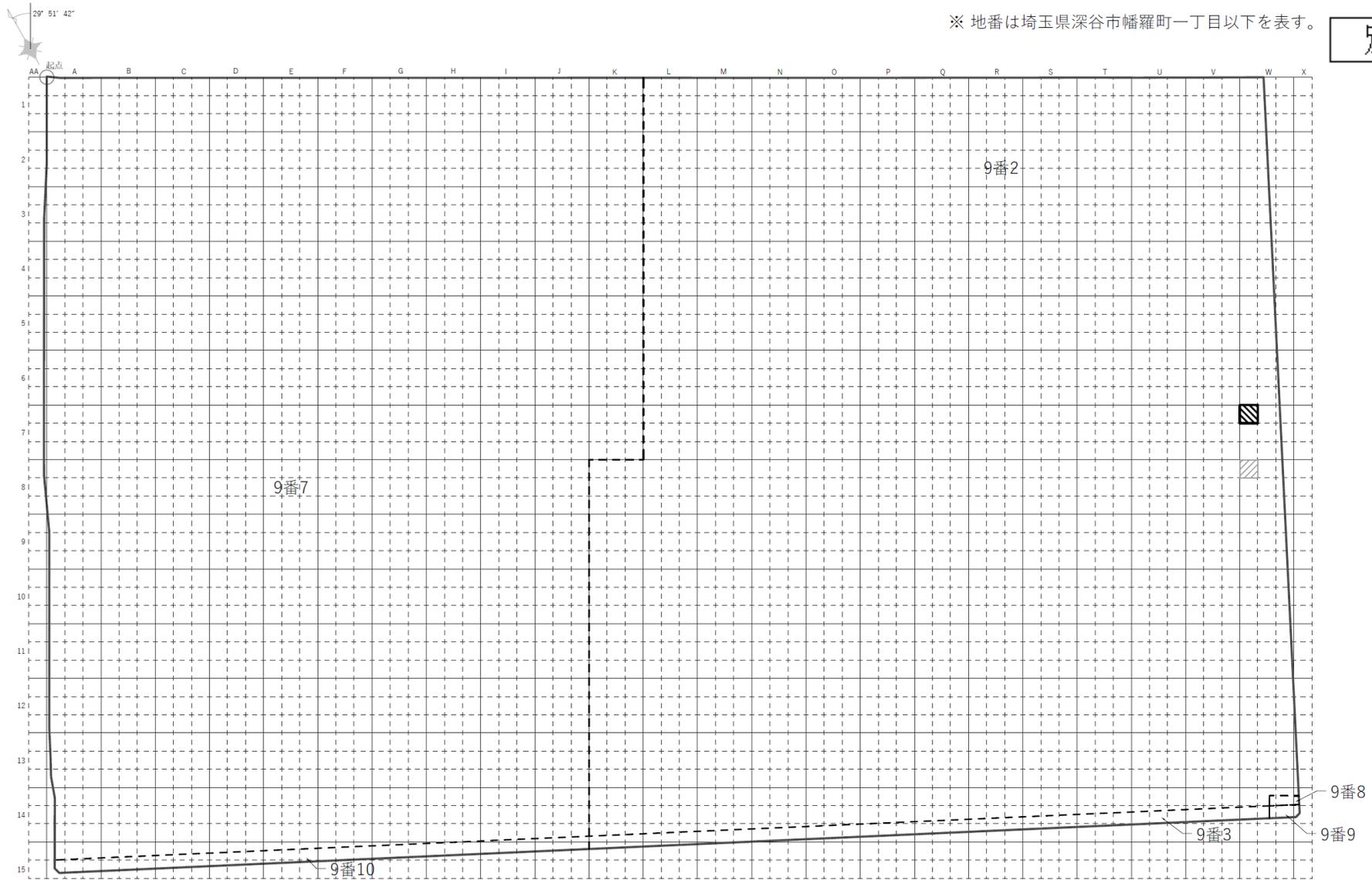
トリクロロエチレン

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。

別図



【凡例】

- 敷地境界
- ▨ 既往指定区域_要措置区域
- ▩ 新たに要措置区域に指定される区域
- 筆界
- 30m格子
- ⋯ 単位区画

【起点】 埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】 29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第千五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

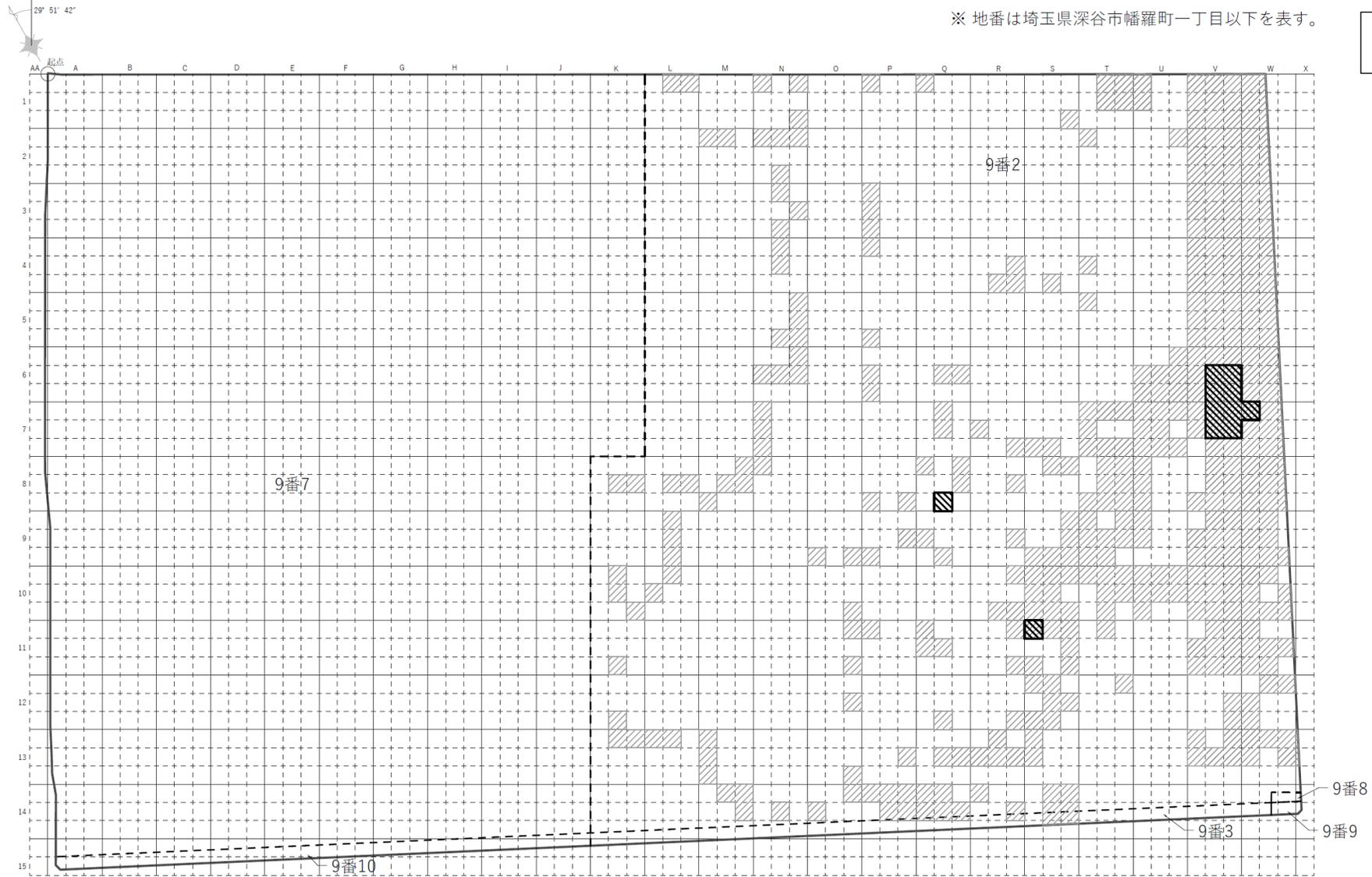
令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県深谷市幡羅町一丁目九番二の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン並びにカドミウム及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物

別図

※ 地番は埼玉県深谷市幡羅町一丁目以下を表す。



- 【凡例】
- 敷地境界
 - 筆界
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 既往指定区域_形質変更時要届出区域
 - 新たに形質変更時要届出区域に指定される区域

【起点】埼玉県深谷市幡羅町一丁目9番7の最北端より南に0.35m、西に0.20m移動した位置とする。
(平成28年8月26日告示に係る既往調査時の起点と同位置)

【格子の回転角度】29° 51' 42"
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線及びこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される区画線を、起点を中心として右方向に回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第千五十六号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第五十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
ポストカラムーイオンクロマトグラフ分析装置の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県衛生研究所生体影響担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1
- 3 落札者を決定した日
令和 4 年 8 月 17 日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内 1 丁目 5 番 1 号
- 5 落札金額
54,555,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和 4 年 7 月 1 日

告 示

埼玉県告示第五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析装置及びP & T付ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県衛生研究所生体影響担当 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1

3 落札者を決定した日

令和4年8月17日

4 落札者の氏名及び住所

三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内1丁目5番1号

5 落札金額

43,995,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年7月1日

告 示

埼玉県告示第千五十九号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

令和四年十月一日から令和五年三月十七日まで

告 示

埼玉県告示第千六十号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十一号

朝霞市から朝霞都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十二号

朝霞市から朝霞都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六百十三号

朝霞市から朝霞都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十四号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百六十八号で告示した所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十五号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百六十九号で告示した飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十六号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十号で告示した入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十七号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十一号で告示した志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十八号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十二号で告示した新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千六十九号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十四号で告示した川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七十七号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十五号で告示した狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七百一十一号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十六号で告示した富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七百七十二号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十七号で告示した毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七百七十三号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百七十九号で告示した蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七百七十四号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十号で告示した戸田市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七百七十五号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十一号で告示した鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七十六号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十二号で告示した桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七七十七号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十三号で告示した北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七十八号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十四号で告示した行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千七十九号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十五号で告示した越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十六号で告示した草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十一号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十七号で告示した久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十二号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十八号で告示した幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十三号

令和四年九月二十日付け埼玉県告示第九百八十九号で告示した羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和四年十月十四日

埼玉県知事 大野 元裕